

子ども医療費助成制度のお知らせ

「子ども医療費助成制度」について、袋井市では高校生年代（18歳年度末）までの子どもの通院・入院に係る医療費の助成をしています。

通院分については、未就学児と小中学生・高校生年代で助成の内容が異なります。

保険診療分の自己負担額（2割又は3割負担分）が助成の対象となります。

助成の対象について

対象年齢	通院	入院	受給者証発行
	自己負担額	自己負担額	
未就学児	○	○	○ (乳幼児用)
	無料	無料	
小中学生 高校生等	○	○	○ (小学生以上用)
	500円/月4回まで (5回目以降は無料)	無料	

※ 健康保険に加入されている方が対象となります。

※ 保険の対象とならないものは、助成対象となりません。

(保険対象外の治療・特定初診料・室料差額・検診料・予防接種料・容器代など)

※ 入院時食事療養費標準負担額は、助成対象とはなりませんので、医療機関にお支払いください。

※ スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる方はそちらの利用を優先してください。

(子ども医療費助成との2重の利用はできません。)

◆**加入保険を変更したとき**・・・問い合わせ先窓口までお越しください。

◆**結婚・就職したとき**・・・至急、問い合わせ先窓口までお越しください。

※結婚・就職をした方も、医療費の助成を受けられます。

助成の方法について

1 未就学児（通院・入院）

毎回必ず「受給者証」と「健康保険証」を医療機関の窓口に表示してください。→（医療機関の窓口で助成が受けられ、医療機関からの請求に基づき、市が医療機関に医療費を支払います。）

2 小中学生・高校生等（通院・入院）

未就学児同様、受診の際に「受給者証」と「健康保険証」を医療機関の窓口へ提出してください。通院は自己負担額（500円/月4回まで、5回目以降は無料）がありますので、受診の際、医療機関へお支払いください。

* 県外の医療機関で診療を受けた場合は、裏面の手続きを行ってください。

* 受給者証の利用状況の確認や高額療養費の対象になった場合など、市から連絡する場合があります。

(問い合わせ先)

〒437-8666 袋井市新屋 1-1-1 (袋井市役所内)

しあわせ推進課家庭福祉係 TEL44-3184

〒437-1192 袋井市浅名 1028 (浅羽支所内)

市民サービス課市民サービス係 TEL23-9211



こんなときどうしたらいいの???

Q 払い戻しの申請手続きについて（以下の場合が対象となります。）

- ①申請後受給者証が届く前に医療機関にかかった場合
- ②受給者証を忘れた場合
- ③県外の医療機関にかかった場合

A 保険診療の自己負担額の全額を一旦医療機関へ支払い、受診日から1年以内に、市へ医療費助成の申請をしてください。

申請に必要なもの

- ①受給者証 ②子どもの健康保険証
- ③振り込み口座が確認できるもの(預金通帳、キャッシュカードなど)
- ④診療明細書・保険診療分が確認できる領収書 ⑤認め印

注 レシートでの代用は出来ません。

受診証明書などを医療機関で発行してもらってください。
 右の受診証明書は、市で配布しています。県外の医療機関にかかる可能性のある場合は、あらかじめご用意されると便利です。

子ども氏名		平成 年 月 日生		
入院または受診月	平成 年 月	入院	入院期間	日～ 日
			入院総日数	日
			診療総点数	点
			食事療養費	円
	通院・調剤	日別診療点数	日	点
			日	点
			日	点
			日	点
医療機関（薬局）所在地				
医療機関（薬局）名		印		

※ お願ひ
 ・受診証明書は月ごとに記入してください
 ・空欄になるところは斜線を引いてください。
 ・この受診証明書で申請される場合は、レシートを添付してください。

Q 受給者証の記載事項や加入保険に変更があった場合
紛失又は破損した場合

A 変更又は再交付を市へ申し出てください。

Q 他市区町村へ転出する場合

A 転出日以降については、袋井市からの助成対象外となります。転入先の市区町村で新たに手続きしてください。袋井市で交付している受給者証はご返却ください。（郵送でもかまいません。）

Q 育成医療や養育医療などの公費助成に該当されている場合

A 医療機関などで支払った自己負担額に対して助成されますので、市へ助成の申請をしてください。申請には、受給者証、健康保険証、振り込み口座が確認できるもの、診療明細書、育成・養育医療などを受けている証明書などが必要となります。また養育医療の方は自己負担額決定通知書が必要です。

Q 選定療養費について

A 診療時間外に受診する場合（緊急時を除く）、紹介なしに初診で受診した場合などに選定療養費を徴収される場合があります。これは、保険診療外であり、子ども医療費助成の対象外となります。まずは、受診が必要な内容か静岡こども救急電話相談（#8000 番）やこどもの救急ホームページ（社団法人日本小児科学会）等で確認するのもひとつの方法です。